

総会議事録（第7回）

1 開催日時 令和5年10月25日（水）14時30分～15時40分

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（35名）

○農業委員（18名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 3番 原口かよ子 4番 山口 明美
5番 田川 康浩 6番 渡邊 重徳 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫
9番 川副 博司 10番 朝長 洋市 11番 田添 利弘 12番 高見 健
13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真 16番 山田 武人 17番 岩崎 義秀
18番 児玉 賢治

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 岩崎 照美 2番 松尾 慎二 3番 小野 重幸 4番 小川 國治
5番 笠寺 幸雄 6番 富浦 春男 7番 林 敏弘 8番 藤本 雅彦
9番 山浦 弘之 11番 井本 忠之 12番 井川 春彦 13番 久保 和幸
14番 瀬戸口裕子 16番 野田 善則 17番 山本 治義 18番 小川 良一
19番 山口 周次

4 欠席委員

○農業委員（1名）

19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（2名）

10番 山上 傳 15番 森 良広

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第3号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
第4号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件
報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について(相続税)
報告第5号 納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について(相続税)

6 事務局 局長 長石 弘頭
課長補佐 西浦 公治
職員 下條 秀政 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和5年度第7回農業委員会定例総会」を開会します。
それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 川本康代会長がご挨拶します。

2 開会挨拶

<会長挨拶>

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しています。

19番 梶原茂農業委員、10番 山上傳推進委員、及び 15番 森良広推進委員から欠席の届出があります。

11番 井本忠之推進委員から遅刻の届出があります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、4番 山口明美農業委員、16番 山田武人農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、竹松町の農地、地目 田、合計面積3,283㎡です。使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、報告2号2番竹松と関連するものです。

2番福重、皆同町の農地、地目 田、合計面積1,754㎡です。使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画8番と促進計画9番と関連するものです。

3番福重、皆同町の農地、地目 田、面積3,514㎡です。使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画18番と促進計画16番と関連するものです。

4番福重、皆同町の農地、地目 田、合計面積1,757㎡です。使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画5番と促進計画6番と関連するものです。

5番福重、皆同町の農地、地目 田、現況 畑、面積1,870㎡です。使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画7番と促進計画8番と関連するものです。

6番福重、福重町の農地、地目 田、合計面積1,004㎡です。使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画17番と促進計画8番と関連するものです。

○議長

報告第1号について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 畑、面積6,731㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方合意によるものです。

促進計画2番と関連するものです。

2番竹松、竹松町の農地、地目 田、合計面積3,283㎡です。使用借人及び使用借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、報告1号1番竹松と関連するものです。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、3ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番西大村、植松2丁目の農地、地目 畑、合計面積316㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。権利の移転は贈与です。

本件は、自家消費農業のための新規参入者で、園芸高等学校の卒業者です。すでに10年前から申請地での野菜栽培の実績があるとしています。取得後は、普通野菜を計画しています。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今月23日の金曜、地区の委員3名で現地を確認してきました。管理も適正になされています。計画的に野菜を中心に栽培をされていました。特に除草管理は工夫されていて、草が生えないようにマルチを使ったり防草シート使って、大変努力された結果が見られました。

現場で本人と話をすることができました。玉ねぎを植えた後、冠水管理をされていました。大変適正であったと思います。ご審議をお願いします。

○議長

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番西大村は許可することとします。

続いて、2番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬、原町の農地、地目 畑、面積937㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。権利の移転は売買です。

本件は、販売農業を目指した新規参入者です。譲受人は、歯科技工士を現在しています。幼少期には、自宅に畑があり身近であった農業に興味があったことが就農の動機です。経営形態は兼業農家としています。取得後は、ひわ、イチジクの栽培と加工品の生産販売を計画しています。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、2番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

場所は、事務局から説明のとおりです。地元委員が、譲受人といろいろ話をしてアドバイスをされています。先日、4人の委員で現地を確認に行きました。その際、譲渡人がおられて、ご主人もお亡くなりになり、今1人暮らしで高齢となり子供さんの家に移られると聞いた。この家屋敷も譲受人の家族が住まれることになっているそうである。

調査の結果、別段問題はないと判断をしてみました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番萱瀬は許可することとします。

続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、小路口町の農地、地目 畑、面積133㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。権利の移転は売買です。

本件は、自家消費農業を目指した新規参入者です。譲受人は、譲渡人の甥にあたる方で、会社員をしています。住宅用地取得に際して、隣地農地で農業を始めたいとしています。経営形態は兼業農家です。取得後は、普通野菜の栽培を計画しています。

場所は、スライドのとおりです。

本件は、第2号議案4番竹松の隣地農地です。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

すぐ横に住宅を建てるということで、この残地が農地である。今度農地法は改正され、下

限面積が撤廃されたことで、130 平米でも兼業農家という扱いになっている。狭い面積でするので、これが雑種地化するとか、駐車場のように入砂利が入ったりすることがないように、農地としての管理をお願いすると譲受人の親へ注意喚起をしています。本件は、問題ないと考えています。

○議長

3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番竹松は許可することとします。

続いて、4番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番福重、弥勒寺町の農地、地目 田、面積319㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。権利の移転は売買です。

本件は、規模拡大のため農地を譲り受けるものです。譲受人は、認定農業者であり取得後は、ミカンの栽培を計画しています。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、4番について、福重農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

昨日6人の委員で、現地を見てまいりました。この土地を以前耕作されてた方が、一昨年亡くなられて、その妻も高齢で体調を崩して、管理ができないようになり2年程度経った状況です。そこで譲受人は、当該農地から30メートルぐらいの距離に自宅があるということ。継続して農業を頑張っておられるので、何ら問題はないと判断したところです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番福重は許可することとします。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、木場1丁目の農地、地目 畑、面積181㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、現在自宅やコミセンを借用して行っている器楽の教室を建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は既設側溝へ放流。汚水と生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この場所は、周りは住宅街になっており、何ら支障ないと思って見てきました。皆さんの審議をお願いします。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて、2番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、諏訪1丁目の農地、地目 田、合計面積776㎡。譲受人が所有する併用地の雑種地を含めた全体面積は、939.98㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地4区画、道路を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土1.9から2.5m、切土なし。擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、既存水路から河川へ放流。生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。東側に農地があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先日、地区の委員で現場を確認してきました。先ほど説明もありましたように、もう周りほとんど宅地になっています。下の方は写真にありましたように川です。北側に少し農地がありますが、家庭菜園程度で道幅もありますし、特別問題はないと見てまいりました。よろしくお願ひいたします。

○議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。

続いて、3番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、坂口町の農地、地目は畑と田、現況 畑、合計面積2,697㎡。譲渡人が所有する併用地の雑種地等を含めた全体面積は、939.98㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地11区画、道路等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.3から0.7m、切土なし、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内の道路に水路を新設し、市道の道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地は、北側に田、東側に畑があります。

建築物は、境界から1m控え、高さを8m以下で計画するので通風及び日照等、営農への影響は軽微としてあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この申請地の上にも畑があるんですが、この申請地の上に一軒家があるんですけど、そちらの方の圃場に特に行けないとか、そういうことはない状況でした。

その西側よりという写真の赤線から、おそらく1メートル入ったところに、家が建つと、というような計画図になっていまして、最高で8メートルの建物が建つので、隣の田んぼに影が差すのは間違いない。

設計図上、どうしても建物はそちら側に建つので仕方ないと思うのですが、もう周りのところも同じように、この申請地に影が差しているような状況でしたので、しょうがないかなというような状況だと思います。隣の田んぼに少し影響が出るのかなというのが気になった感じです。あとは特に問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

○川本会長

3番西大村について、何かご意見ご質問はありませんか。

○委員

写真が両方とも西側になってるんですけども、方向が全然わかりません。図面が変わってるみたいです。どうも説明がちょっとわかりません。

○事務局

撮る場所としては、西側から両方とも撮っているものです。1メートル控えるというのは、

境界から1メートル控えることはなるということです。

○議長

3番西大村について、ほかにご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番西大村は、許可相当とします。

続いて、4番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番竹松、小路口町の農地、地目 畑、面積288㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、既存擁壁があるので土砂流出の恐れはないとしています。雨水排水は、隣接市道側溝への放流。生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、申請者取得予定の農地です。

資金については、住宅融資保証会社の事前審査通知を確認しています。

○議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先ほど3条で説明された、残り部分の農地が宅地に転用されるということです。親族の土地を譲り受けて住宅を建てる計画です。すぐ横が農地ですが、申請者の農地ということで、何ら周辺には問題ないかと考えております。ご審議願います。

○議長

4番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番竹松は、許可相当とします。

続いて、5番竹松を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、鬼橋町の農地、地目 田と畑、現況 畑、合計面積689㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は賃貸借です。

本件は、譲受人が、木造1階建ての歯科医院1棟を建築及び駐車場9台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.5から1.0m、切土なし、擁壁を設けるとしてあります。

雨水排水は、計画地内集水枡から既存水路へ放流。生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。周辺農地が、南東側にあります。

資金については、融資証明書通知を確認しています。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この農地につきましては、事務局が説明したとおりです。周りを約1メートルの赤道があり、直接隣接する農地はありません。雨水については、県道に隣接する水路への放流となっています。転用に関しましては、何ら問題はないというふうに判断をしてまいりました。以上です。

○議長

5番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とします。

続いて、5ページ。6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑、面積239㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借権です。

本件は、使用借人が、自己住宅の軽量鉄骨瓦葺き2階建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1から0.2m、切土なし土留め工事を施すとしています。雨水排水は、既存水路から道路側溝への放流。生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。使用貸人所有の隣接農地があります。

資金については、住宅融資仮審査の結果を確認しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

敷地内に果樹の木があり、もったいないなと思って見てまいりました。他に農地がありますが、本人の農地なので何ら影響はないと思われまます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

6番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、7番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番福重、草場町の農地、地目 畑、面積1,042㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人の事業である中古自動車オークションの出品車両及び参加業者の駐車場を造成する計画です。駐車場利用計画書では、現在は近傍の土地を貸借して、参加業者は送迎を行い対応しているため、今回の駐車場が必要としています。駐車台数は普通自動車で、最大52台分を計画しています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.3m、切土最高0.2m。出入口はアスファルト舗装、敷地法面上部に畦畔盛土を施すとしています。雨水排水は、隣接市道側溝に放流。生活雑排水は発生しません。隣接農地が東にあります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、7番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今説明があったとおりです。駐車場として計画されており、東側については、一段高くなったところに畑があります。南側については法面があって、その下に盛土をしてあります。昨日委員全員で確認を行い、問題ないだろうと判断して帰ってきました。以上です。

○議長

7番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番福重は、許可相当とします。

続いて、8番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番松原、松原2丁目の農地、地目 田、現況 畑、面積448㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、本年4月26日の総会で農用地区除外について審議いただいた件で、令和5年9月に除外された農地の転用申請です。譲受人が自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第1種農地です。

被害防除計画では、盛土なし、切土最高4.0m、既存石積みにより土砂流失の恐れはないとしています。雨水排水は、隣接市道側溝への放流。生活雑排水は合併浄化槽を設置し、処理水は市道側溝への放流。隣接農地が、東側を除く3方を田に囲まれています。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今月20日に地区の委員3名で現地を確認をしました。対象農地の地主は長崎に住んでおられ、耕作放棄地として長年荒れておりまして、農地としての再生は不可能と思われます。

周囲には、田んぼがありますが、水路はそこを通っていませんので、建物ができましても影響はないかと思われました。皆様方のご審議をお願いいたします。

○委員

上は3メートルあって、野積の仕上げは建築許可が下りないと思うのですが、どうなっていますか。

○事務局

ご質問は、崖条例に関する事かと思えます。崖に該当する部分が、この入口側になっています。住宅部は、崖地からかなり距離があり十分な緩衝地を設けられていますので、特段建築物を建てることには問題ないということをご確認ください。今回、入口側の崖を切りまして、緩やかな私道を設けて住宅地にする計画です。以上です。

○議長

8番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番松原は、許可相当とします。

次に、6ページ。第3号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田、面積263㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により、山林化している状況としています。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

場所は事務局から説明のとおりです。この土地は、左側に農地があったのですが、これを広域農道で分断された土地であり、農道の高さで4メートルぐらい下がっています。そして、見て分かるように竹藪で、水が湧いているようなところです。

現状こういうことですので、非農地という状態というふうに判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番萱瀬は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、7ページ。第4号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、12ページから16ページまでの、第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案及び第5号議案は一括して審議することとします。

なお、第4号議案及び第5号議案の中で、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますが、今回の集積の多くは、該当地区の委員による取り組みであるため、本議案の審議のための参考人として出席することを求めたいと思います。

ここで、お諮りします。第4号議案及び第5号議案の審議に関して、ただ今申し上げた、委員が出席することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、参考人として出席することとに決定します。

参考人となられた委員は、農業委員会が発言を求めた場合のみご発言をお願いします。

なお、両議案の採決に関しても参加ができませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案、及び第5号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用集積等促進計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

資料1の4ページをお願いします。今回の促進計画の借入申込者には、新規就農者等はいませんので、一括してご報告します。

今回は、23件の集積計画及び促進計画となりました。

利用権を設定する農地の合計は51筆の6万4,844㎡です。促進計画の借入申込者、及び設定する権利は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第4号議案及び第5号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第4号議案及び5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案は承認することとし、第5号議案については、計画のとおり要請することとします。

次に、17ページ。報告第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

1番福重、本件は、先月の総会時、5条許可申請の7番福重で説明した、現在貸借中の事業用地の隣地農地の転用取り消し願です。申請地及び申請者は、記載のとおりです。

本件は、譲受人が事業用地として令和3年8月に転用許可を得たものですが、記載の理由により、許可処分の取消し願が申請されたものです。

場所は、スライドのとおりです。隣地は、現在貸借中の事業用地となっています。

事務局において、現地確認を行うとともに、転用計画の実施見込みがないことが申請者から確認されたため、申請が適当であると判断し、農業委員会会長専決により県あてに送付して、記載の日付で取消承認されたことを報告します。

○議長

それでは報告第3号について、何かご質問はありませんか。

<質問なし>

○議長

以上で報告3号を終わります。

次に、18ページ。報告第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

本件は、3年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。

相続人が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。

相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。

よって、記載の確認事項について、地元委員に対して、農業経営状況及び現地確認の調査を依頼した結果、1番竹松の相続人は、適格であり、農業委員会会長専決にて証明書及び報告書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第4号について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

報告第4号を終わります。

次に、19ページ。報告第5号「納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について（相続税）」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本件は、相続税猶予開始から20年経過したものと、もうすぐ20年が到来するものについて、税務署から特例農地の利用状況確認依頼をなされたものです。依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局により行い、地元委員に、農地の経営状況について調査を依頼した結果、1番西大村及び2番西大村の相続人は、適格に農業経営を行っている判断されましたので、農業委員会会長専決にて、税務署に報告書を提出したことを報告します。

○議長

それでは、報告第5号について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

報告第5号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。